

特定非営利活動法人中央区第九記念合唱団

定 款

第1章 総 則

第1条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人中央区第九記念合唱団という。

また、英名を“Specified non-profit juridical person DAIKU KINEN Chorus Group in Chuo-ku, Tokyo”という。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この法人は、ベートーベン作曲第九交響曲を中心とした合唱活動等を通じて、広く一般市民を対象とした音楽の普及振興活動を行い、以て三世代の交流と中央区の文化形成・活性化に寄与することを目的とする。

第4条（特定非営利活動の種類）

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条（事業）

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 演奏会の企画、実施に関する事業
- (2) 合唱を中心とする音楽の普及振興事業
- (3) 前各号の活動を行う団体への支援活動
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

第6条（種別）

この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した運営に携わる個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した運営に協力する個人及び団体

第7条（入会）

会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に

- 申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（会費）

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条（退会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条（入会金及び会費の不返還）

既納の入会金、会費は、返還しない。

第4章 役員及び職員

第13条（種別及び定数）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上15人以内
- (2) 監 事 1人以上2人以内
2. 音楽顧問を置く 5人以内
3. 事業顧問を置く 5人以内
4. 相談役を置く 10人以内
5. 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

第14条（選任等）

理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3. 音楽顧問、相談役は理事会において選任する。
4. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

5. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。

6. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条（職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

5. 音楽顧問は、次に掲げる職務を行う。

この法人の活動について音楽に関する学識の観点から指導・助言を行うこと。

6. 事業顧問は、次に掲げる職務を行う。

この法人の活動について事業運営の観点から指導・助言を行うこと。

7. 相談役は、次に掲げる職務を行う。

この法人の活動について指導・助言を行うこと。

第16条（任期等）

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3. 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第19条（報酬等）

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員は、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総 会

第20条（種別）

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第21条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第22条（権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会員の除名
- (5) 事業計画及び予算並びにその変更
- (6) 事業報告及び決算
- (7) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (8) 会費の額
- (9) 資産の管理
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

第23条（開催）

通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第24条（招集）

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第25条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第26条（定足数）

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第27条（議決）

総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第28条（表決権等）

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

第29条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会

第30条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第31条（権能）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第32条（開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第33条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第34条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第35条（議決）

理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第36条（表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

第37条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

第38条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

第39条（資産の区分）

この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

第40条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第41条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第42条（会計の区分）

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

第43条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第44条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第45条（予算の追加及び更正）

予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第46条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第47条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第48条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第49条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2. この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事業を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

第50条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第51条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、中央区に譲渡するものとする。

第52条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第53条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に記載して行う。

第10章 事務局

第54条（事務局の設置）

この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

第55条（職員の任免）

事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

第56条（組織及び運営）

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑 則

第57条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

第12章 附 則

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。

理事長	立石 晴康
理 事	中野里孝正
理 事	水野 雅生
理 事	谷本 良平
理 事	堀内 一男
理 事	南條 了元
理 事	高松 巖
理 事	堀口 宜子
理 事	藤沢 道子
理 事	日下多美枝
理 事	小畠 泰明
理 事	川口修一郎
理 事	湯浅 貴子
監 事	三上 弘
監 事	長崎 良雄
音楽顧問	小畠 エマ
事業顧問	土田 壯造
事業顧問	山崎 隆司

2. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2014年6月30日までとする。

3. この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

4. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2014年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 なし
 - (2) 正会員 年会費 10,000 円
(中高生 5,000 円、小学生以下 2,000 円)
 - (3) 賛助会員（個人、団体） 1 口 10,000 円
6. この定款は、令和 年 月 日から施行する。

以 上